

竹富町訪問税住民説明会の主な質疑まとめ

Q1：訪問税は滞在日数には関係なく、入域に対してかかるということか。

→その通りである。

Q2：税率を2,000円と設定した根拠について教えてほしい。

→竹富町が持続可能な観光地であるために必要な行政需要をもとに算出している。ただし2000円はあくまでも審議委員会が妥当だと判断した金額であり、最終的には住民意見を取り入れながら町長が判断を下す。

Q3：税率を島ごとに変更できないのか？

→竹富町への入域時に課税されるという建て付けであるため、島ごとに税率を変えるのは難しい。島ごとに税率を変えると不公平になるため、総務省が認めてくれないだろう。

Q4：西表島など一部の島に限定できないのか？

→明確な根拠があれば対象とする島を限定することはできるかもしれないが、その島を訪問するときに町民にも課税されてしまう。

Q5：石垣市と共同で（あるいは県全体で）税を取ることはできないのか？

→自治体が異なるので成り立たない。石垣市は宿泊税を検討しているようだが方向性は不明。

Q6：財政需要は全て必要なものか？施設の有償化などで賄えないのか？

→事業の必要性については議論していく。不要なものは廃止も検討する。

Q7：税収が減って行政サービスが低下すると具体的にどのようなことが起こるのか？

→過去には地方交付税が削減されたことは平成の大合併の要因にもなった。他の地域では通学バスが維持できなくなったり、集落が維持できなくなったりした事例もある。

Q8：観光客が減るのではないか？

→観光客にとっては2000円は大きな負担ではないと考えられ、それほど減少しないだろう。税収を活用して観光振興策を行うことも加味すると、長期的には増える可能性もある。

Q9：「GO TO キャンペーン」のような施策を実施して来訪者の負担を緩和することは可能か。

→町の政策としては十分考えられることである。補助金も含めて様々なパターンを検討する余地がある。

Q10：竹富町の島から石垣島を経由して別の島に行くと再度課税されるのか？

→竹富町に入域する際に課税されるという考え方であり、石垣島を経由した場合はもう一度課税

される。竹富町内の島から島への移動であれば課税されない。
→ 税収を用いて町内の島間航路をつくるなど対策は考えられる。

Q12：一度訪問税を支払ったら数日～1週間程度は課税されずに町に入れるようにできないか？
→ 支払った証明を旅行業者が別の人に使うなど、脱税のリスクが増えることが問題になる。
確実に本人確認をする必要があるが、難しい。

Q13：回数券を購入する場合は訪問税も同時に支払うことになるのか。
→ 離島ターミナルに竹富町のカウンターを作り、回数券を持っている方はそのカウンターで税を支払い、船に乗る際には回数券と訪問税納付証明書を見せて乗船できるようにすることを検討している。また、特定の対象者について年払い制度を設けることとしている。

Q14：ホッピングパスなどの周遊乗り放題チケットについてはどうなるのか。
→ 船会社との話し合いになるが、基本的にはその都度支払うのが税の考え方である。

Q15：県外から帰省した子どもにも税がかかるのか。どのような手続きを行う必要があるのか。
→ 町民の扶養親族であれば課税対象にはならない。免除のための具体的な手続き方法は未定であるが、離島カードの申請と同じ流れになると思われる。

Q16：郷友会の行事で竹富町に来る場合も訪問税を取られるのか？
→ 年払いにより負担を軽減する。還付も検討したが、対象と金額の把握の難しさやコストの問題から難しいと考えられた。

Q17：課税対象外の人が来訪するときどのように確認するのか？
→ 徴収方法や申請方法についてはこれからの課題として検討していきたい。

Q18：観光客が年間パスポートを求めた際も発行できるのか。
→ 審議会の検討の中では、観光客は年間パスポートを発行できないことになっている。

Q19：徴収方法について船会社と話しているのか？
→ 協議は行っており、引き続き丁寧に話し合いをしていく。

Q20：特別徴収義務者となる船会社の負担が増えると思うが、補助を行うのか？
→ 徴収による追加のコストはそれほどではないと考えられるが、対象者の識別などで手間がかかる部分や、初期に必要なシステム整備については、町の判断として補助することも考えられるだろう。

Q21：ツアー等個人単位での、定期船以外の方法で入島する場合はどのように徴収する予定なのか。

→不定期航路事業者も特別徴収義務者にあたる。どのような方法であれ、課税対象者を入町させた場合は納税する義務がある。ただし個人船については、申告納付とすることを考えている。

Q22：ダイビングツアー等で訪れる人にも訪問税がかかるのか？

→弁当を食べるためなど、上陸すれば訪問税がかかる。自主申告により納税していただく。上陸せずに海のみを利用する場合には課税されない。

Q23：竹富島の入島料は廃止されるのか？

→訪問税とは目指すところも仕組みも違うので、引き続き竹富島でやっていくことになると思う。

Q24：訪問税の導入はいつを予定しているのか。

→税率を決めて建て付けが決まれば一度条例を上程し、可決されれば総務大臣の同意が必要になる。総務大臣の同意を得るには約 3 か月～6 か月ほどかかることが想定される。そのため、早くても令和 7 年度の導入になる。